

防地環（事）第67号  
令和8年3月17日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官 殿

事務次官  
(公印省略)

防衛省における有機フッ素系泡消火薬剤処理実行計画について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

## 防衛省における有機フッ素系泡消火薬剤処理実行計画

---

令和 8 年 3 月

防 衛 省

## 第1 経緯及び概要について

- 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称し「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。このうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）は、これまで泡消火薬剤を含む多様な用途に使用されてきたが、その難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性という性質による環境中での残留性や健康影響の懸念から、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）において、平成21年5月以降、製造、輸入等が規制されている。
- 我が国においては、PFOSについては平成22年4月1日に、PFOAについては令和3年10月22日に、さらにペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHS）については令和6年2月1日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第2条第2項に規定する「第一種特定化学物質」にそれぞれ指定され、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置が講じられている。
- 防衛省における泡消火薬剤の交換及び処分（以下「処理」という。）については、令和6年9月までに、全ての自衛隊施設において、PFOS含有泡消火薬剤の処理を完了するとともに、令和7年3月までに、全ての自衛隊施設において、PFOS及びPFOAが混入した泡消火設備専用水槽水の処理を完了したところであるが、依然として一定量のPFOA含有泡消火薬剤やPFOS及びPFOA以外の有機フッ素化合物を原料とする泡消火薬剤（以下「有機フッ素系泡消火薬剤」という。）を保有している。

## **第2 取組方針について**

防衛省・自衛隊で保有する泡消火薬剤については、将来、新たな有機フッ素化合物が化審法による規制対象に加えられる可能性も踏まえ、今後、段階的に有機フッ素化合物を原料としない泡消火薬剤（以下「非フッ素系泡消火薬剤」という。）への交換又は水消火設備への移行を進めていくこととする。

### 1. 第1段階：共同使用施設におけるPFOA含有泡消火薬剤及び有機フッ素系泡消火薬剤の処理

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第2条第4項（a）の規定に基づき防衛省・自衛隊が在日米軍施設及び区域を共同使用する施設において保有するPFOA含有泡消火薬剤及び有機フッ素系泡消火薬剤（以下「PFOA含有泡消火薬剤等」という。）については、令和10年度末までに非フッ素系泡消火薬剤への交換又は水消火設備へ移行することとする。

### 2. 第2段階：PFOA含有泡消火薬剤の処理

- 上記1を除いた防衛省・自衛隊が保有するPFOA含有泡消火薬剤については、令和13年度末までに、非フッ素系泡消火薬剤への交換又は水消火設備へ移行することとする。

### 3. 第3段階：有機フッ素系泡消火薬剤の処理

- 上記1を除いた防衛省・自衛隊が保有する有機フッ素系泡消火薬剤については、上記1及び2の処理状況を踏まえ、別取組方針を定める。

ただし、自衛隊艦船において保有する有機フッ素系泡消火薬剤については、上記取組方針にかかわらず、定期検査等の機会を捉える等、運用上支障のない範囲で前倒しを追求し、できる限り早期に非フッ素系泡消火薬剤への交換又は水消火設備への移行を完了することとする。

### **第3 管理・報告について**

#### 1. 処理状況の把握及び進捗管理について

- 陸上幕僚監部防衛部施設課、海上幕僚監部防衛部施設課及び航空幕僚監部総務部基地対策室（以下「取りまとめ部署」という。）並びにその他の機関における担当部署は、第1段階及び第2段階の対象泡消火薬剤ごとに、その保有量及び処分量等を把握した上で、地方協力局環境政策課及び防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官付補給・管理企画室（以下「環境政策課等」という。）と緊密に連携をとり、PFOA含有泡消火薬剤等の処理の進捗状況を適切に管理する。

#### 2. 処理状況の報告について

- 取りまとめ部署の長及びその他の機関における担当部署の長は、毎年度末におけるPFOA含有泡消火薬剤等の処理状況について、第1段階及び第2段階の対象泡消火薬剤ごとに、付表のPFOA泡消火薬剤等の保有状況及び処理進捗状況表を作成し、翌年度5月末までに、環境政策課等の長宛てに報告するものとする。
- また、取りまとめ部署及びその他の機関における担当部署の長は、各段階の処理が完了した都度、その旨を環境政策課等の長宛てに速やかに報告するものとする。

